六十八　オリジネーター　次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

イ　直接又は間接に証券化取引の原資産の組成に関わっている場合

ロ　第三者から有価証券等を取得するＡＢＣＰの導管体又はこれに類するプログラムのスポンサーである場合

六十九　資産譲渡型証券化取引　証券化取引であって、原資産の全部又は一部が証券化目的導管体に譲渡されており、当該取引における投資家に対する支払の原資が当該原資産からのキャッシュ・フローであるものをいう。

七十　信用リスク区分　適格格付業者の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分をいう。

七十一　コリレーション・トレーディング　裏付資産又は参照資産等（第六十四号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第十八条の六及び第十八条の七において同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化証券等を参照するデリバティブを除く。）であって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

七十二　包括的リスク　デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

七十三　原資産　証券化取引に係るものは次のイ又はロに掲げるものをいい、オプション取引に係るものは次のハに掲げるものをいう。

イ　資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターが証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ　合成型証券化取引においてクレジット・デリバティブの原債権、被保証債権又は被担保債権等

ハ　オプションの行使の対象となる資産又は取引

七十四　合成型証券化取引　証券化取引であって、原資産の信用リスクの全部又は一部が原資産を参照債務とするクレジット・デリバティブ、原資産に対する保証又は原資産を被担保債権とする質権の設定その他これらに類する方法により移転されており、投資家が原資産の信用リスクを負担しているものをいう。

七十五　レポ形式の取引　担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻し又は売戻条件付売買をいう。

七十六　適格金融資産担保　次に掲げるものをいう。

イ　現金及び預金

ロ　政府債

ハ　指定国以外の国の中央政府並びに中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関が発行した債券であって、適格格付業者により付与された格付に対応する信用リスク区分が1―4以上であるもの

ホ　ハ及びニに掲げる債券以外の債券であって、適格格付業者により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であるもの

ヘ　適格格付業者により付与された格付に対応する信用リスク区分が5―3以上である短期の債券

ト　適格格付業者が格付を付与していない債券であって、次に掲げる全ての条件を満たすもの

(1)　発行者が第二十二条において準用する川上連結告示第三十条又は川上連結告示第三十一条に掲げる主体であること。

(2)　取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。チにおいて同じ。）、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。チにおいて同じ。）又は外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。チにおいて同じ。）において売買されていること。

(3)　他の債権に劣後するものでないこと。

(4)　発行者が負っている同順位の債務に対し、適格格付業者が、4―3又は5―3の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与していないこと。

(5)　特別金融商品取引業者が、当該債券の信用度が信用リスク区分において4―3又は5―3を下回ると信ずるに足る情報を有しないこと。

(6)　当該債券に十分な流動性があること。

チ　上場株式（取引所金融商品市場、店頭売買有価証券市場又は外国金融商品市場において売買されている株式をいう。第十七条の二第二項において同じ。）

リ　投資信託その他これに類する商品（以下この号において「投資信託等」という。）であって、次に掲げる全ての条件を満たすもの

(1)　投資対象がイからチまでに掲げる資産に限定されていること。ただし、当該投資信託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用いることを妨げない。

(2)　当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

第六条第一項に次の一号を加える。

六　次章第四節に定めるところにより自己資本控除とされるものをいい、当該自己資本控除されるものの額は、同節に定めるところにより算出した時価額とする。

第八条第六項第一号中「同表に定める率」の下に「（原資産が証券化証券等である場合は、第十八条の二に規定する信用リスク区分に応じたリスク・ウェイト）」を加え、同条第十項中「次の表に掲げる有価証券等」の下に「（証券化証券等を除く。）」を加える。

第九条第一項中「変換の上」を「変換した額を当該派生商品についての時価額とみなし」に改め、同条第四項の表を次のように改める。

区分	率（パーセント）
指定国の代表的な株価指数	零
その他の株券等	八

第九条第五項中「次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率」を「十六パーセント」に改め、同項の表を削る。

第十条第一項中「変換の上」を「変換した額を当該派生商品についての時価額とみなし」に改め、同条に次の二項を加える。

7　クレジット・デリバティブによりヘッジを行ったポジションに関する個別リスク相当額の相殺の要領は次の各号に掲げるものとする。

一　特別金融商品取引業者は、次のイ又はロに掲げる場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であって、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるときは、双方のポジションを完全に相殺することができる。

イ　ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の商品であるとき。

ロ　現物のロング・ポジションをトータル・リターン・スワップでヘッジを行う場合又はその逆の場合であって、トータル・リターン・スワップの参照債務及び当該現物資産が完全に同一であるとき。

二　特別金融商品取引業者は、次のイからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であって、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるとは認められないときは、個別リスク相当額の高い方のポジションの八十パーセントと他方のポジションの全額を相殺することができる。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項、第二十二条において準用する川上連結告示第百一条に規定する場合その他の制限的な支払条項が存在する場合には、その影響を相殺割合について考慮しなければならない。